

i 年金生活者支援 給付金制度

この制度は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

※現在、給付金を受け取られている人の手続きは不要です。

■請求手続き

- ①新たに対象になる人には、日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書」が送付されます。
- ②年金受給をはじめの人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

■対象となる人

○老齢基礎年金を受給

65歳以上で、世帯員全員の市町村民税が非課税であり、年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下の人

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給 前年の所得額が4,721,000円以下の人 (扶養親族等の数に応じて増額)

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や詐欺にご注意ください。

問 給付金専用ダイヤル

☎ 0570(05)4092[ナビダイヤル]
050 から始まる電話の場合
☎ 03(5539)2216

i 扶養親族等申告書は 期限までに提出を

国民年金や厚生年金などで老齢を支給対象とする年金は、「雑所得」として区分され、所得税の課税対象となります。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者には、日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。

令和6年分「扶養親族等申告書」が送付される人

○65歳未満

年金額が108万円以上

○65歳以上

年金額が158万円以上

退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている人の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上

問 扶養親族等申告書ダイヤル

☎ 0570(081)240[ナビダイヤル]
050 から始まる電話の場合
☎ 03(6837)9932

i 指定難病受給者証 をお持ちの人へ

指定難病受給者証をお持ちの人は、12月28日(木)までに更新手続きが必要です。

申請がない場合は、1月1日以降、助成を受けることはできませんのでご注意ください。ご不明な点は問い合わせてください。

問 印旛保健所地域保健課

☎ 043(483)1135

募 耐震補助金受付中



①耐震診断費補助金

■補助金額 経費の3分の2
(上限8万円)

■申請期日 12月22日(金)まで

②耐震改修費補助金

■補助金額 経費の3分の1
(上限50万円)

■申請期日 11月30日(木)まで

③危険ブロック塀撤去費補助金

■補助金額 経費の2分の1又は塀の長さ1メートル当たり8千円を乗じた額のいずれか少ない額
(上限10万円)

■申請期日 11月30日(木)まで

※予算枠に達した時点で終了となります。

※①②は平成12年5月31日以前に着工された木造住宅が対象となります。

※③は危険ブロック塀に該当するか否かの事前調査があります。

※①②③いずれも契約前に申請が必要です。

①耐震診断費補助金



②耐震改修費補助金



③危険ブロック塀撤去費補助金



詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。

問・申込先

都市計画課 ☎(93)5148

有料広告スペース

有料広告スペース